

協議 2 号

長野市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局総務課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市教育委員会の会議（以下「会議」という。）に教育委員が出席する方法に新たな方法を加えることに伴い、改正するもの
2 改正の内容	教育委員は、教育長が必要であると認めるときは、オンラインによる方法（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）によって会議に出席することができるものと定める（第6条関係）。
3 施行期日	公布の日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部庶務課との協議 3月16日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 3月22日

長野市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）

長野市教育委員会会議規則（昭和41年長野市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要であると認めるときは、オンラインによる方法（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）によつて会議に出席することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長野市教育委員会会議規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市教育委員会会議規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第1号 第6条 委員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。ただし、教育長が必要であると認めるときは、オンラインによる方法（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする事ができる方法をいう。）によつて会議に出席することができる。</p>	<p>○長野市教育委員会会議規則 昭和41年10月16日長野市教育委員会規則第1号 第6条 委員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。</p>
2 略	2 略